

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿
(開会中)

委員会名	議会広報特別委員会			
開会日時	2023年6月12日 12時37分 開会			
	2023年6月12日 13時02分 閉会			
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中、出席者6名			
出席委員	新田 和明	田邊 介三	—	
	南澤 克彦	山本 数博	武岡 隆文	
	穴戸 邦夫	—	—	
議 長	—	—	—	
欠席委員	—	—	—	
出席した事務局職員	事務局長	毛利 幹夫	主事	實村 峻
付議事件	(1) 執行部への確認作業について (2) 議会だより第78号の編纂について			

1. 経過

【開会 12:34】

○開会挨拶

○新田委員長

開会する。

予定より時間が押していることから本日の議題の一部のみを取り扱うこととし、後日改めて委員会を開催することとする。

(1) 執行部への確認作業について

議題にあげてない案件だが、早急に決定を要することから議題とする。

毛利事務局長

幹部会議における、市長の指示事項について説明。

内容>

令和4年第3回予算決算常任委員会中、秘書広報課の審査にて、山本数博議員の質問に際し市長より「私が承認するまで議会だよりは発行しないでいただきたい。」と答弁があり、山本数博議員より「承認は必要ない」と発言があった。議会だよりは執行部の確認作業を依頼しているが、部長止まりで市長の確認は行っていない。市長が記事を確認し了解を得るまでは、発行をしないように指示があった。

この指示に対して委員会としてどのように取り扱うか。

新田委員長

本委員会に先立ち、議長へ相談した。

議長からは、議会広報は議会の管理のもとに発行したら良いのではと助言があった。委員のご意見を伺いたい。

意見>

山本委員

編集の期限があるので、期限をつけて執行部へ確認作業を行えないか。

武岡委員

発行権限は議会にあるので、市長が発行を許可する必要があるのか。

穴戸議員

執行部の答弁が議員の理解と違う点があるか確認をするために、善意で確認作業を行っていた経緯がある。

本来は確認作業を依頼することは善意であるために、議会が責任をもって発行する必要があるのでは。市長の許可がないとでないと発行できないのは、議会の存在意義がない。

南澤議員

執行部へ確認作業を依頼するが、市長が認めない場合は発行しない訳にはいかない。あくまで発行は議会の権利である。ただし、市長が主張する発行を認めないというのであればトラブルのもとになるのでは。それであれば、議会の責任で発行すべき。

【結果】各議員の考えを整理し、次回の委員会で再度協議する。

(2) 議会だより第78号の編纂について

スケジュール案及び役割分担案を基に協議。

結果は以下のとおり

- ・委員会の開催を、7月19日(水)9:00~12:00及び、7月20日全員協議会終了後にそれぞれ行うことを決定。
- ・委員間で調整し役割を決定。

○新田委員長 以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 13:04】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長